民事訴訟規則第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	口頭弁論に係る電子調書	記録しなければ	調書	記載しなければ
民事訴訟規則第六十六条第一項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ		前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ	
民事訴訟規則第六十六条第二項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	記録すれば	付記して認印しなければ	記載すれば
民事訴訟規則第六十六条第三項	記録し		記載し	
民事訴訟規則第六十七条第一項	記録		記載	
民事訴訟規則第六十七条第一項第六号及び同条第二項	電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）		書面	
民事訴訟規則第六十七条第一項第七号	記録する		記載する	
民事訴訟規則第六十七条第三項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ		調書に記載しなければ	
民事訴訟規則第六十七条第四項				